**【例】　○○地区つながり隊設置要綱**

（目的）

第１条　小地域（皆さんが暮らしている区・組）の助け合い活動を推進するため、○○地区つながり隊（以下「つながり隊」という。）を設置する。

（名称）

第２条　○○地区に設置されたつながり隊を「○○地区つながり隊」と称する。

（役員の構成）

第３条　隊を構成する役員は次のとおりとする。

隊長　　　区長（組長）

隊員　　　副区長（副組長）、組長（伍長）など

協力員 組長（伍長）の家人、ボランティア経験者など

（役員の任期）

第４条 隊長の任期は、○年間とする。

隊員、協力員は、役員在職期間とする。

（組織と役員）

第５条　つながり隊は、隊長、隊員、協力員で組織し、任務は以下のとおりとする。

1. 隊長は、会議を招集し、つながり隊の組織を統括する。必要に応じ、民生児童委員及び町社会福祉協議会と連携し任務にあたる。
2. 隊員は、見守りが必要と見込まれる世帯には配布物を手渡しで配布することで様子を確認し、相談を受けた場合や気がかりなことがあった場合には、隊長に報告し、必要により課題解決に向けた活動を協力員に要請する。
3. 協力員は、支えあい・見守りあいの活動をする。

（会議）

第６条 会議の開催は、年1度以上は民生児童委員を交え全体会を開催する。

これ以外の会議については必要に応じて隊長が招集する。

（事業）

第７条 つながり隊の事業は次のとおりとする。

1. あいさつ、声掛けの推進
2. 地域の見守り、安否確認事業
3. 福祉学習会の開催
4. 地区のつながりづくりの活動（いきいきサロン、お楽しみ食事会など）
5. 冬期間の一人暮らし世帯等の除雪
6. その他（地区内で必要と感じる支えあい活動の実施）

（遵守義務）

第８条 各役員は、次の事項を順守するものとする。

1. 自らの活動や会議によって知り得た住民の個人情報について、プライバシー保護の原則を遵守し、むやみに他言しない。
2. 要支援者への支援活動等について、要求に応じたときにも過剰な親切や押し付けと思われる行為は避ける。

附　則

1　この要綱は，令和〇年〇月〇日から施行する。